

ごみ焼却工場焼却炉築造工事の入札に係る
損害賠償請求訴訟の横浜地方裁判所判決について

1 判決内容

ごみ焼却工場焼却炉築造工事入札談合事件に係る弁護士報酬相当額等の損害賠償請求訴訟について、平成 25 年 9 月 13 日に横浜地方裁判所において本市請求の主要部分が認められ、被告に対し、「住民訴訟原告らに支払った弁護士報酬相当額」（表「請求項目一覧」の項目 1）の支払いを命じる判決が言い渡されました。

判決要旨

被告三菱重工業株式会社及び J F E エンジニアリング株式会社は、原告横浜市に対し、連帯して金 1 億 1197 万 2602 円及びこれに対する年 5 分の割合による金員を支払え。原告のその余の請求を棄却する。

表 請求項目一覧

請求項目	金額	遅延損害金
1 住民訴訟原告らに支払った 弁護士報酬相当額	111,972,602 円	平成 23 年 12 月 16 日（支払日）から支払済みまで年 5 %
2 住民訴訟等に要した委任弁護士費用等	10,602,900 円	それぞれの起算日から支払済みまで年 5 %
請求額の合計	122,575,502 円	

2 今後の対応

本市の主張の主要部分が認められたことから、判決を受け入れることとします。

【参考資料】 事件概要

1 焼却炉築造工事入札談合事件の経緯

- 平成6年 旭工場 焼却炉築造工事発注（三菱重工業(株) 受注）
- 平成7年 金沢工場 焼却炉築造工事発注（日本鋼管(株)（現JFEエンジニアリング(株)）受注）
- 平成11年 9月 公正取引委員会 審判開始決定
- 平成12年 7月 原告（住民）は、横浜市、三菱重工業(株)、JFEエンジニアリング(株)を横浜地方裁判所に提訴
- 平成18年 6月 横浜地方裁判所は談合行為を認め受注者に損害賠償を命令（横浜市には請求を怠る事実があったと認定）
JFEエンジニアリング(株)が控訴
- 6月 公正取引委員会審決（談合認定）
- 7月 三菱重工業(株)が控訴
- 10月 横浜市は控訴審で原告（住民）に補助参加
- 平成20年 3月 東京高等裁判所は概ね一審判決を支持
- 平成21年 4月 最高裁判所が被告上告を棄却【住民一部勝訴確定】
- 平成21年 4～5月 三菱重工業(株)及びJFEエンジニアリング(株)が損害賠償金を納付
（計約43億1千万円（遅延損害金含む。））

2 弁護士報酬請求訴訟の経緯

- 平成21年 7月 原告（住民）が弁護士報酬請求訴訟（1億円）を横浜地方裁判所に提起
- 平成23年 3月 横浜地方裁判所は被告横浜市に1億円及び損害遅延金の支払いを命令
- 平成23年 4月 横浜市は東京高等裁判所に控訴
- 平成23年 11月 東京高等裁判所が控訴棄却
- 平成23年 12月 判決確定
横浜市は原告（住民）に弁護士報酬相当額及び損害遅延金を支払う。

3 受注業者2者に対する請求（本件損害賠償請求訴訟）の経緯

- 平成24年 2月15日 受注業者2社に対し、請求書を送付
- 平成24年 3月14日 JFEエンジニアリング(株)が本市の請求に応じられない旨を回答
- 平成24年 3月16日 三菱重工業(株)が本市の請求に応じられない旨を回答
- 平成24年 7月20日 横浜市は弁護士報酬相当額と訴訟追行に要する費用の支払いを求め、三菱重工業(株)とJFEエンジニアリング(株)を横浜地方裁判所に提訴
- 平成24年 9月28日 第1回口頭弁論
- 平成25年 5月31日 第5回口頭弁論（結審）
- 平成25年 9月13日 横浜地方裁判所判決言い渡し